

議員提出議案第 1 号

藤岡市議会委員会条例の一部改正について

藤岡市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 27 年 3 月 16 日提出

平成 27 年 3 月 16 日可決

提出者 松村 晋之

賛成者	野口 靖	賛成者	大久保協城	賛成者	青木 貴俊
〃	橋本 新一	〃	渡辺新一郎	〃	窪田 行隆
〃	渡辺 徳治	〃	山田 朱美	〃	岩崎 和則
〃	松本啓太郎	〃	佐藤 淳	〃	茂木 光雄
〃	斉藤千枝子	〃	反町 清	〃	針谷 賢一
〃	隅田川徳一	〃	久保 信夫	〃	吉田 達哉

藤岡市条例第 号

藤岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

藤岡市議会委員会条例（平成 15 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表総務常任委員会の項中「総務課」を「地域振興課」に改める。

第 26 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の第 26 条の規定は適用せず、この条例による改正前の第 26 条の規定は、なおその効力を有する。